

ドイツ復興金融公庫 2022年3月3日満期 円建 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタル・クーポン債券 (ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株価連動型) (ドイツ復興金融公庫法に基づくドイツ連邦共和国保証)

売出期間：2018年2月13日(火)～2018年3月2日(金)

期間 約4年 最短の場合、約3カ月で期限前償還される可能性があります。

当初
約3カ月間

年利率 **3.00%** (課税前、課税後2.390%)

以降
約3年9カ月間

年利率 **3.00%** (課税前、課税後2.390%) または **0.10%** (課税前、課税後0.079%)

課税後の年利率は、課税前の年利率の20.315%にあたる税金が差し引かれた利率となります。
※課税後の年利率については小数点以下第3位未満を切り捨てて表示しております。

発行者 ▶ ドイツ復興金融公庫

格付 ▶ Aaa(Moody's)、AAA(S&P)
(2018年2月1日現在)

売出価格 ▶ 額面金額の100%

※本信用格付は、本邦において信用格付業者として登録していない格付業者が付与した格付です。

申込単位 ▶ 額面金額100万円以上、100万円単位

受渡日 ▶ 2018年3月5日

発行日 ▶ 2018年3月2日

償還日 ▶ 満期償還日：2022年3月3日 / 期限前償還日：満期償還日を除く3カ月毎の各利払期日

利率 ▶ 後記「利率について」をご参照ください。

期限前償還 ▶ 後記「期限前償還について」をご参照ください。

満期償還 ▶ 後記「満期償還について」をご参照ください。

利払期日 ▶ 初回：2018年6月3日 / 以降：毎年3・6・9・12月の各3日(年4回)

本債券の特徴 ▶ 日経平均株価を対象指数とした円建債券です。

- 日経平均株価の下落リスクを取ることで、当初約3カ月間は年利率3.00%、以降約3年9カ月間は日経平均株価の水準により年利率3.00%または年利率0.10%のクーポンを享受できます。
- 日経平均株価の水準により、額面金額または日経平均株価に連動した満期償還金額(ただし額面金額を上回りません。)で満期償還されます。そのため、日経平均株価の下落により損失を被るリスクがあります。
- 日経平均株価の変動によっては、満期償還日より前に期限前償還となる場合があります。

お取引にあたっては、目論見書および契約締結前交付書面をよくお読みください。



西日本シティTT証券

商号等 西日本シティTT証券株式会社 金融商品取引業者
福岡財務支局長(金商)第75号
加入協会 日本証券業協会

目論見書のご請求・お申込みは…

利率について

1. 当初約 3 カ月間 年利率 3.00% (課税前)
2. 以降約 3 年 9 カ月間 各利率決定日に以下のように利率が決定され、直後の利払期日にいずれかの利率が適用されます。

- 日経平均株価の終値が利率決定価格以上の場合 年利率 3.00% (課税前)
- 日経平均株価の終値が利率決定価格未満の場合 年利率 0.10% (課税前)

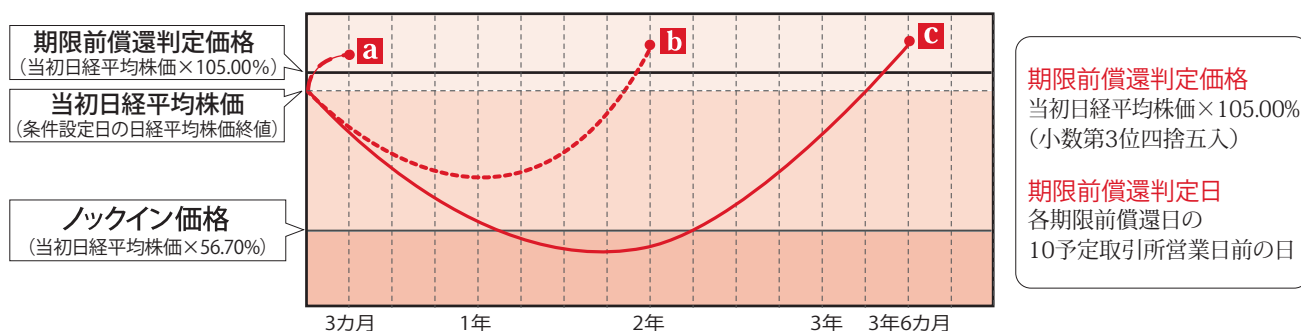
当初日経平均株価…条件設定日の日経平均株価終値
条件設定日…2018年3月5日
利率決定日…2018年9月以降の各利払期日の10予定取引所営業日前の日
利率決定価格…当初日経平均株価 × 85.00% (小数第3位四捨五入)

期限前償還について

期限前償還判定日の日経平均株価終値が、期限前償還判定価格以上となった場合、本債券はその直後の期限前償還日に額面金額で期限前償還されます。当該期限前償還はノックイン事由(後述します。)の発生の如何を問いません。

▶ 期限前償還のイメージ図

- 1 回目の期限前償還日 (3 カ月後) に期限前償還する場合
- 8 回目の期限前償還日 (2 年後) に期限前償還する場合
- 14 回目の期限前償還日 (3 年 6 カ月後) に期限前償還する場合



満期償還について

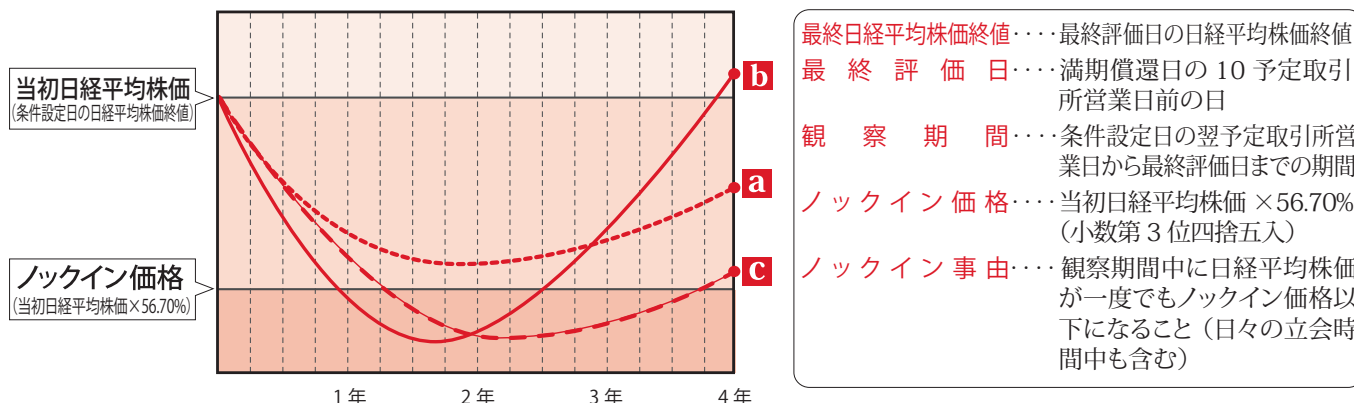
期限前償還がなかった場合、本債券は満期償還日に以下のいずれかの方法により満期償還されます。

▶ 満期償還のイメージ図

- ノックイン事由が発生しなかった場合、本債券は額面金額で満期償還されます。
- ノックイン事由が発生し、かつ最終日経平均株価終値が当初日経平均株価以上の場合、本債券は額面金額で満期償還されます。
- ノックイン事由が発生し、かつ最終日経平均株価終値が当初日経平均株価未満の場合、本債券は下記の計算式で算出された金額で満期償還されます。この場合の満期償還金額は、投資元本を下回り償還損を被る可能性があります。

$$\bullet \text{ 額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価終値}}{\text{当初日経平均株価}} \quad (1\text{円未満四捨五入})$$

ただし満期償還金額は0円を下回らず、額面金額を超えません。



本資料に掲載されているグラフは商品説明のための仮定であり、将来の日経平均株価の動向の予想や本債券への投資結果を保証するものではありません。

本債券の想定損失額について

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標である日経平均株価の過去のデータおよび一定の仮定に基づく、想定損失額のシミュレーションです。(将来における実際の損失額を示すものではありません。)

<想定損失額シミュレーション算出の前提となる仮定>

- ①本債券1券面(額面100万円)を購入した。
- ②当初日経平均株価およびノックイン価格は下記の通りとする。

対象株価指数	当初日経平均株価	ノックイン価格(当初日経平均株価×56.70%)
日経平均株価	26,000.00円	14,742.00円

- ③日経平均株価が観察期間中に一度でもノックイン価格以下となった。(ノックイン事由が発生した。)

■満期償還時の想定損失額について

1 過去における日経平均株価の最大下落率から想定される損失額について

- (1) 日経平均株価の各参照期間中の最大下落率(期間中の最高値と最低値の比較を示したものであり、時間的推移は考慮していません。)は以下のとおりです。

参照期間	過去1年間	過去5年間	過去10年間
	2017/02/02~2018/02/01	2013/02/04~2018/02/01	2008/02/04~2018/02/01
最大下落率	約25%	約55%	約72%

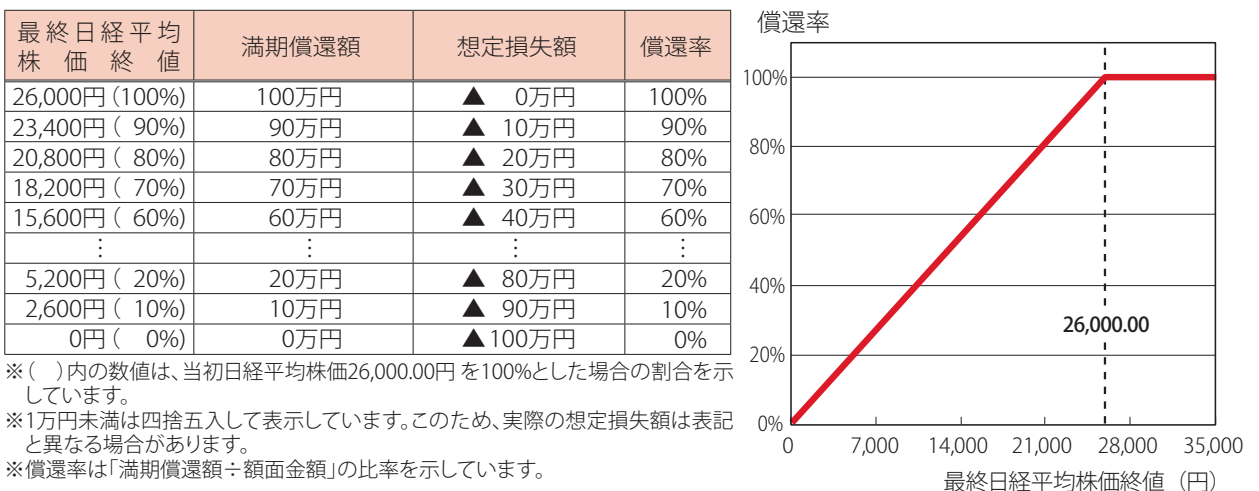
(ブルームバーグのデータを基に東海東京証券が試算)

- (2) 本債券の最終日経平均株価終値が、上記(1)参照期間過去10年間(2008/02/04~2018/02/01)の最大下落率と同様に当初日経平均株価(ここでは26,000.00円と仮定)から約72%下落し7,280.00円となり、本債券が満期償還される場合、額面金額100万円あたりの想定損失額は、以下のとおりとなります(1円未満は四捨五入して表示しております。)

当初日経平均株価からの下落率	満期償還額	想定損失額
約72%	280,000円	▲720,000円

- 2 上記最大下落率を超えて日経平均株価が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。(投資元本全額を毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。)

◇最終評価日の日経平均株価の水準と、額面金額100万円あたりの満期償還額、想定損失額および償還率のイメージ



※()内の数値は、当初日経平均株価26,000.00円を100%とした場合の割合を示しています。

※1万円未満は四捨五入して表示しています。このため、実際の想定損失額は表記と異なる場合があります。

※償還率は「満期償還額÷額面金額」の比率を示しています。

■中途売却時の想定損失額について

本債券の流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主として日経平均株価および円金利の変動や発行者等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。

(1)過去における日経平均株価の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本債券の中途売却時における日経平均株価が、上記「満期償還時の想定損失額について」の参照期間過去10年間(2008/02/04~2018/02/01)の最大下落率と同様に当初日経平均株価から約72%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、想定損失額720,000円を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。(投資元本全額を毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。)

(2)上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額は、日経平均株価が上記最大下落率を超えてさらに下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額をさらに上回る可能性があります。(投資元本全額を毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。)

なお、日経平均株価が期限前償還判定価格や当初日経平均株価を上回っている場合でも、本債券の売却価格は、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、投資元本を下回り売却損が生じる場合があります。(投資元本全額を毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。)

本債券の主なリスク

本債券は、日経平均株価の水準により直接影響を受けます。
また、本債券への投資には、以下に記載するようリスクがあります。

元本リスク

本債券は、観察期間中の日経平均株価が一度でもロックイン価格以下となり（ロックイン事由が発生し）、かつ最終日経平均株価終値が当初日経平均株価を下回った場合には、満期償還金額が最終日経平均株価終値の水準に連動します。したがって、投資元本を下回り（最小でゼロとなり）償還損を被る可能性があります。なお、満期償還金額は額面金額を上回ることはありません。（投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。）

信用リスク

本債券の利息および償還金額の支払いは、発行者等の義務となっております。したがって、発行者等の財務状況の悪化等により発行者等が本債券の利息もしくは償還金額を支払わず、もしくは支払うことができない場合、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。（投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。）

期限前償還リスク

本債券は、各期限前償還判定日の日経平均株価終値が期限前償還判定価格以上であった場合に期限前償還されます。その際に期限前償還された償還金額を再投資した場合、期限前償還されない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りが得られない可能性（再投資リスク）があります。

利率変動リスク

本債券の利率については、当初の固定利率期間経過後、各利率決定日における日経平均株価終値が利率決定価格以上であるか、もしくは利率決定価格未満かにより各利払期に適用される利率が変動します。

中途売却時のリスク

本債券の流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主として、日経平均株価および金利の変動、発行者等の経営・財務状況の変化や発行者等に関する外部評価の変化（例えば格付業者による格付の変更）、またはその他の要因の影響を受け変動します。したがって、償還前に本債券を売却する場合には、投資元本を割り込む可能性があります。

その他留意点

- 本債券をご購入される場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券のお取引に関しては金融商品取引法第37条の6の適用はないため、クーリング・オフの対象にはなりません。
- 利息・償還金のお支払いは原則、利払期日・償還日の翌営業日以降となります。

日本国内の税制上の取り扱いについて

本債券は税制上、特定公社債に該当するものと考えられます。その取扱いは上場株式等に対する税制と一体化されており、概ね以下の通りとなります。

〈個人の場合〉

- | | |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| ① 利子に対する税金 | 復興特別所得税を加味した20.315%（所得税等15.315%、住民税5%）の源泉徴収が行われた後、申告不要又は申告分離課税のいずれかを選択できます。 |
| ② 譲渡（償還）益に対する税金 | 上場株式等の譲渡所得等として20.315%（所得税等15.315%、住民税5%）の申告分離課税の対象となります。 |
| ③ 譲渡（償還）損の取り扱い | 上場株式等の譲渡損失として、上場株式等（特定公社債等を含みます）の譲渡益や利子・配当等との損益通算が可能です。また、翌年以降3年間の繰越控除の適用も可能です。 |

〈法人の場合〉

- ① 利金・償還差損益ともにその事業年度の所得として法人税・地方税の対象となります。

上記税務上の取扱いは税制改正等により将来変更される場合があります。詳細は税理士等の専門家へお問い合わせいただきますようお願い致します。

また、本債券の保有については、お客様固有の法律、税務等に照らし合せ、税理士等とも十分にご相談の上、ご自身でご決定頂きますようお願い致します。

日経平均株価は、株式会社日本経済新聞社（以下「スポンサー」といいます。）の知的財産権であり、「日経平均株価」、「日経平均」および「日経 225」は、スポンサーのサービスマークです。スポンサーは、著作権を含め、日経平均株価に関する全ての権利を有しています。本債券は、スポンサーにより後援され、推奨され、または販売促進されているものではなく、スポンサーは、日経平均株価の使用に関し取得した結果、または特定の日またはその他の日における日経平均株価を根拠にした数値を明示的、黙示的とを問わず、それらを表明または保証を行いません。日経平均株価は、スポンサーのみに準拠し、かつ計算されます。ただし、スポンサーは日経平均株価の誤りに関し、いかなる者に対しても責任を負わずかつスポンサーはいかなる者に助言する義務（本債券の購入または本債券の販売の誤りを含む。）を負いません。さらに、スポンサーは、日経平均株価の計算に使用される方法の修正または変更に関し、保証せず、かつ日経平均株価の計算、公表および流布を継続する義務を負わず、日経平均株価の詳細を変更する権利も付与されていません。発行者、計算代理人もしくはいずれの代理人も日経平均株価または承継指数の計算、維持または公表に対し、責任を受諾するものではありません。スポンサーは、本書記載の条件に従った本債券の発行に関し、日経平均株価の実績および使用の責任を負いません。

ご購入に際しましては、契約締結前交付書面および目論見書をよくお読みください。

無登録格付に関する説明書

西日本シティ T T 証券株式会社

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

	S&P グローバル・レーティング	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	フィッチ・レーティングス
○格付会社グループの呼称等について	<ul style="list-style-type: none"> 格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号） 	<ul style="list-style-type: none"> 格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号） 	<ul style="list-style-type: none"> 格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。） グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）
○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について	S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（ http://www.standardandpoors.co.jp ）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（ http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered ）に掲載されております。	ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（ https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx ）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（ https://www.fitchratings.co.jp/web/ ）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。
○信用格付の前提、意義及び限界について	<p>S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。</p> <p>信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。</p> <p>S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。</p>	<p>ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。</p> <p>ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。</p>	<p>フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自身が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。</p> <p>フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。</p> <p>信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。</p>

この情報は、平成 29 年 4 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社又はフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

仕組債の取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容および商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店またはお客様相談窓口（電話番号 092-707-3009）までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の金融ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用も可能です。

■ 指定紛争解決機関（金融ADR機関）
・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル 通話料無料）

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。